

**岩手県民会館無料休憩スペース
木製家具製作業務**

企画提案審査要領

令和 6 年 7 月

岩 手 県

岩手県民会館無料休憩スペース木製家具製作業務 企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県民会館無料休憩スペース木製家具製作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、次に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目	審査の観点	配点	
1 企画提案 内容が優れて いること	本業務の目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であると認められるか。	20	80
	椅子及びテーブルにおいては休憩や飲食等、パンフレットラックにおいては書類の掲示等の機能上支障がないか。	20	
	県産木材の普及啓発及び「いわての森林づくり県民税」活用事業の趣旨に合致しているか。	20	
	岩手県民会館にふさわしく、統一感のあるデザインとなっているか。	20	
2 業務実施 に十分な体制 を有すること	過去の業務実績や業務執行体制等の内容から、提案内容の業務を十分に実施する能力があると認められるか。	10	10
3 見積りが適 正であること	予算の範囲内で見積りが行われているか。 また、積算単価、数量が適正かつ経済的であり、提案内容との整合性等がとれているか。	10	10
計		100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等により審査を行う。提案者の出席によるプレゼンテーションを実施する。ただし、状況に応じては書面審査を行うこととする。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 上記(2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

区 分	10 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題ない（中位点）	6	12
やや問題あり（一部修正が必要）	4	8
問題あり（大幅修正が必要）	2	4
採用できない	0	0